

航空法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う

行政指導指針等の整備について

1. 背景

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 18 年 3 月 31 日法律第 19 号）及び運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 18 年 7 月 14 日国土交通省令第 78 号）の公布を受け、航空局では、事業者が安全管理規程に定める内容、国土交通大臣に報告しなければならない事態、安全報告書に定める内容等を具体的に解説する行政指導指針等の整備を行うこととしています。

2. 概要

2-1. 安全管理規程に定める内容について

「安全管理体制の構築に係る一般指針」において、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 103 条の 2 第 2 項及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 212 条の 4 の規定により、本邦航空運送事業者が安全管理規程を作成する上で留意すべき点として、以下の内容を定める予定です。

- ① 「基本的な方針に関する事項」として、事業運営上の企業理念等における安全に対する考え方を明確に表明すること。
- ② 「関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項」として、航空法等の法令や安全管理規程、運航・整備規程、社内規定等の規程類を遵守することの重要性を明確に表明すること。
- ③ 「取組に関する事項」として、①の「基本的な方針に関する事項」に沿って事業運営を遂行するための、全社的な安全目標等を設定すること。
- ④ 「組織体制に関する事項」として、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たす組織体制を確立することにより、現場の状況を的確に把握し、部門間の十分な意思疎通を確保するとともに、リスク管理に基づく安全施策の決定等に係る調査審議を行うこと。
- ⑤ 「経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項」として、輸送の安全の確保については、経営の責任者が安全統括管理者の意見を尊重して安全施策等に係る最終判

- 断を行うこととする等、経営の責任者の責務を明確にすること。
- ⑥ 「安全統括管理者の権限及び責務に関する事項」として、安全統括管理者がリスク管理の体系的な実施を統括管理するために果たすべき役割を明示するとともに、安全施策の決定など安全に関する重要な経営判断に安全統括管理者が直接関与すること等について、明確にすること。
 - ⑦ 「情報の伝達及び共有に関する事項」として、遂行する事業全般における安全情報を収集し、必要な階層・部門に伝達するための社内体制等を構築・運用するとともに、安全情報を関連する他部門等との間で共有する方法を確立すること。
 - ⑧ 「事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項」として、収集・共有した安全情報をベースに事故等の潜在要因の特定等を行い、安全への影響度等のリスクを分析し、許容できないリスクがあればそれを除去・回避するための具体的施策を立案し、現場へ展開し、当該施策の妥当性の評価を行うというリスク管理を体系的に実施する方法を確立すること。
 - ⑨ 「事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項」として、航空事故、重大インシデント、ハイジャック、テロ、天災等が発生した場合の緊急連絡体制等を確立すること。
 - ⑩ 「内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項」として、運航、整備等の業務が定められた手順に沿って適切に実施されているかどうかをチェックし、必要な是正を行う方法を確立すること。
 - ⑪ 「教育及び訓練に関する事項」として、自社の安全管理体制を社内へ周知するための教育、安全啓発セミナー、ヒューマンファクターズに関する訓練等の方法を確立すること。
 - ⑫ 「輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項」として、安全管理規程等の規程類、内部監査の記録等を管理する方法を確立すること。
 - ⑬ 「事業の実施及びその管理の改善に関する事項」として、①から⑫までの安全管理体制を構築する要素について、有効に機能しているかどうかの評価を行い、必要に応じ安全方針の再設定、組織体制の充実、リスク管理手法の改善等の措置を講じること。
 - ⑭ 「安全統括管理者の選任の方法に関する事項」として、安全統括管理者の選任の手続きについて定めること。

2-2. 安全統括管理者の選任要件について

法第 103 条の 2 第 2 項第 4 号及び規則第 212 条の 5 に規定する、本邦航空運送事業者が選任する安全統括管理者の要件の具体的な解釈として、以下の内容を定める予定です。

- ① 「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること」（法第 103 条の 2 第 2 項第 4 号）とは、安全の確保に関する重要な経営判断について、取締役会などの経営上の最高意志決定機関において直接意見を述べることのできる者であること等とする。
- ② 「通算して 3 年以上航空運送事業の実施又は管理の総括に関する業務の経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者」（規則第 212 条の 5）とは、経営上の最高意志決定機関への参画等の全社横断的な航空運送事業の管理の総括に関する業務等の経験や、試験研究機関や公的機関における航空輸送の安全に関する総括業務の経験を通算して 3 年以上有する者であることとする。

2-3. 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について

「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の報告について」において、法第 111 条の 4 及び規則第 221 条の 2 の規定により、国土交通大臣に報告することとされている「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」に該当する具体的な範囲として、以下の内容を定める予定です。

- ① 法第 76 条第 1 項各号に掲げる事故
- ② 法第 76 条の 2 に規定する事態
- ③ 航空機の航行中に発生した次に掲げる事態
 - (1) 航空機の構造が損傷を受けた事態（規則第 5 条の 6 で定める作業区分のうち大修理又は小修理に該当しない場合を除く。）
 - イ 修理持ち越しが許容されない構造の損傷
 - ロ 翼端等の滑走路への接触による損傷 等
 - (2) 航空機に装備された安全上重要なシステムが正常に機能しない状態となった事態
 - イ 発動機の空中停止
 - ロ 機内の減圧
 - ハ 自動操縦装置の不適切な作動

- ニ 通信手段の喪失
 - ホ 電源系統の1系統以上の機能喪失
 - ヘ 酸素供給系統の機能喪失
 - ト 着陸装置の不確実な作動 等
- (3) 非常用の装置又は救急用具が正常に機能しない状態となった事態
- イ 火災・煙の検知機能の不具合
 - ロ 非常装置（緊急用バックアップ発電・油圧系統、緊急脱出装置等）の不具合 等
- (4) 運用限界の超過又は予定された経路若しくは高度からの著しい逸脱が発生した事態
- イ 飛行規程に定める運用限界を超過した結果機体等に損傷を生じた場合 等
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、緊急の操作その他の航行の安全上の緊急の措置を要した次に掲げる事態
- イ V_1 （臨界点速度）付近での離陸中止
 - ロ GPWS（対地接近警報装置）の警報に基づく回避操作
 - ハ 非常用装置の使用 等
- ④ ①から③に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常装置の故障、誤った装備品又は部品の取付けであって、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす次に掲げる事態
- イ 定時整備中に発見された大規模な構造の損傷
 - ロ 定時整備中に発見された緊急システム等の故障 等

2-4. 事業年度ごとの安全報告書の公表について

「事業年度ごとの安全報告書の公表について」において、法第111条の6及び規則第221条の6の規定により、本邦航空運送事業者が毎事業年度、作成し公表することとされている安全報告書に記載すべき具体的な事項として、以下の内容を定める予定です。

- ① 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する次に掲げる事項
 - イ 安全に関する目標
 - ロ 年度の総括 等
- ② 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
 - イ 社内の安全管理組織や人員に関する情報

ロ 使用している航空機の情報

ハ 運航状況 等

③ 法第 111 条の 4 の規定による報告に関する事項

④ 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する次に掲げる事項

イ ③の安全上のトラブルへの再発防止策

ロ 国からの事業改善命令、勧告等がある場合にはそれらに対する改善措置 等